

別紙18 昭和52年4月1日付間消4-11ほか2課共同「揮発油税法基本通達の全部改正について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(「炭化水素の吸収剤用」等の範囲)</p> <p>第76条 (省 略) 2~8 (省 略)</p> <p>9 租特令第47条第7号から第9号までに掲げる「<u>財務省令</u>で定める装置の昇温用若しくは保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱するための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p> <p>(大使館等の用語の意義)</p> <p>第88条 (省 略) (1)~(4) (省 略) 2~3 (省 略)</p> <p>4 租特令第48条の5第2項第1号《移出に係る揮発油の外国公館等用免税の承認の申請等》に規定する「当該揮発油がこれらの規定に定めるものであることを証する書類」とは、<u>外務省大臣官房儀典官</u>（以下「外務省」という。）が発行した外交官等用揮発油購入証明書（以下「購入証明書」という。）をいう。</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(「炭化水素の吸収剤用」等の範囲)</p> <p>第76条 (同 左) 2~8 (同 左)</p> <p>9 租特令第47条第7号から第9号までに掲げる「<u>大蔵省令</u>で定める装置の昇温用若しくは保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱するための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p> <p>(大使館等の用語の意義)</p> <p>第88条 (同 左) (1)~(4) (同 左) 2~3 (同 左)</p> <p>4 租特令第48条の5第2項第1号《移出に係る揮発油の外国公館等用免税の承認の申請等》に規定する「当該揮発油がこれらの規定に定めるものであることを証する書類」とは、<u>外務大臣官房儀典官</u>（以下「外務省」という。）が発行した外交官等用揮発油購入証明書（以下「購入証明書」という。）をいう。</p> <p>5 (同 左)</p>